

太陽光発電設備を設置された方へ ～固定資産税（償却資産）のお知らせ～

掛川市資産税課家屋係 電話：0537-21-1137

家屋の屋根や遊休地等に設置された太陽光発電設備は、個人の住宅用として設置された非事業用の太陽光発電設備を除き、固定資産（償却資産）の申告対象となります。

次の表を参考に、所有する太陽光発電設備について、申告が必要か御確認ください。

申告が必要な場合は、償却資産申告書を送付させていただきますので、資産税課家屋係（償却資産担当）まで御連絡ください。

（注）償却資産とは、土地及び家屋以外の事業用資産で、構築物や機械装置、運搬具、器具備品などをいいます。償却資産を所有する者は、毎年1月末までに申告が必要です。

（申告の目安）

	自家消費 または 余剰買取	全量買取
	発電された電気の全量を自家消費に使用。または、残った電力のみ電力会社に売却	発電された電気の全量を電力会社に売却
個人 (住宅用)	【申告不要】 個人の利用を主な目的とした資産であるため、 <u>事業用資産に該当しません</u> 。	【申告必要】 売電して収益を得ることを目的としているため、 <u>事業用資産に該当</u> します。
個人 (事業用) ・ 法人	【申告必要】 本来の事業に付随する業務であるため <u>事業用資産に該当</u> します。	【申告必要】 売電して収益を得ることを目的としているため、 <u>事業用資産に該当</u> します。

（注）網掛けされた部分が申告の対象となります。

○ 申告対象となる償却資産

- ・ 太陽光パネル（※） ・ 架台（※） ・ 送電設備
- ・ 電力量計 ・ パワーコンディショナー など

※ 太陽光パネルが、「屋根材」として家屋評価されている場合は、太陽光パネル及び架台を除いて申告してください。不明な場合は、資産税課家屋係に御確認ください。

○ 税額等の算出方法

申告された太陽光発電設備については、その取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価率）を考慮して評価します。

■ 太陽光発電設備（取得価額が1,000万円）を設置した場合

- 1年目（設置した年の翌年度）
 - ・評価額（課税標準額） $10,000,000円 \times 0.936 = 9,360,000円$
 - ・税額 $9,360,000円 \times 1.4\% = 131,000円$
- 2年目
 - ・評価額（課税標準額） $9,360,000円 \times 0.873 = 8,171,280円$
 - ・税額 $8,171,000円 \times 1.4\% = 114,300円$

（注）太陽光発電設備を減価償却する際に用いる耐用年数は17年、減価率は0.127です。

○ 課税標準の特例について

次の条件を満たす場合は、3年度分、課税標準となるべき価格に「特例割合」を乗じた額が課税標準額となります。

※ 平成28年度税制改正により、固定価格買取制度の認定を受けて平成28年4月1日以降に取得した発電設備は、特例の対象外となりますので御注意ください。

取得時期	条 件	特例割合	償却資産申告時の添付書類
H24. 5. 29 ～ H28. 3. 31	(1) 固定価格買取制度の認定を受けて取得した再生可能エネルギー発電設備であること。 (2) 認定通知書に記載されている「発電出力」が10kw以上の太陽光発電設備であること。	2 / 3	再生可能エネルギー発電設備の認定通知書の写し (経済産業省発行)
H28. 4. 1 ～ H30. 3. 31	(1) <u>固定価格買取制度の認定を受けていない</u> 再生可能エネルギー発電設備であること。	2 / 3	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けていることがわかる書類
H30. 4. 1 ～ R 6. 3. 31	(2) <u>再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した、自家消費型太陽光発電設備等</u> であること。	1,000kw未満 2 / 3 1,000kw以上 3 / 4	

○ その他

- (1) 太陽光発電設備が設置された用地の評価方法等については、資産税課土地係にお問い合わせください。（電話 0537-21-1137）
- (2) 売電により得た収入については、確定申告又は市県民税申告が必要となる場合があります。詳しくは税務署にお問い合わせください。

《お問い合わせ先》

〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1 掛川市総務部資産税課家屋係
電話 0537-21-1137（直通） FAX 0537-21-1164